

八尾フェスタ2023

出展・出店募集要項

八尾商工会議所青年部
みんなの八尾活性委員会

八尾フェスタ2023 出展・出店募集のながれ

申込準備

飲食出店の応募にあたっては、露店による出店となり、提供できる品目に制限がありますので、予定している取扱食品や作業内容等に関して必ず事前に保健所へ確認してください。

- ・八尾保健所
八尾市清水町一丁目2番5号
TEL：072-994-0668（平日 午前8時45分～午後5時15分）

申込期間：令和5年8月31日(木)まで

※先着順になります。

応募申込

提出書類：以下①と②を、公式HP内申込フォーム、メールまたはFAXでお申込みください。

① 「八尾フェスタ2023」 出展・出店申込書

② 「誓約書」

- ・出展・出店申込にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・提出された書類に虚偽の記載があった場合、申込みを無効とします。

■申込先■

八尾商工会議所青年部 みんなの八尾活性委員会

〒581-0006 大阪府八尾市清水町1丁目1番6号

TEL：072-922-1181

FAX：072-922-8828

メールアドレス：info@yao-festa.com

審査

- ・提出された書類により、主催者が審査いたします。
- ・審査の公平性を阻害するような行為をした応募者は失格とします。

審査結果
通知

時期：令和5年9月上旬まで

- ・全ての応募者に審査結果をお知らせします。
- ・審査内容及び結果に対する問い合わせ、異議については一切応じられません。

出展・出店
者説明会

開催日時：令和5年9月下旬（予定）

- ・審査通過者に対して、結果通知とともに案内します。
- ・出展・出店にかかる注意事項、手続きなどの説明を行いますので、可能な限り出席して下さい。

八尾フェスタ2023

(趣旨)

地域・人・企業が心で繋がりふれあいと連帯感を高め、参加される人々のコミュニティの輪を広げることで地域社会の発展を目指します。

出展・出店にあたっての基本事項

◆ 応募資格

- ・八尾フェスタ2023の趣旨を理解していること。
- ・八尾市内に実店舗があること。

◆ 八尾フェスタ開催日時

令和5年10月29日(日)

10:00~16:00(予定であり、準備と撤収時間等含まない) 小雨決行

◆ 出展・出店場所

八尾小学校グラウンド(飲食・物販)

体育館(サービス業)

※テントの配置につきましては9月下旬に開催(予定)の出展・出店者説明会において抽選にて決定します。

◆ 出展・出店料

飲食 1ブース 20,000円(税込)

物販・サービス業 1ブース10,000円(税込)

■希望者には、公式HP・SNSにて店舗紹介動画(30秒ほど)を掲載させていただきます

◆ ブースの仕様

1ブースの大きさはW2.6m×D3.6mの白テント

つぎの設備は、主催者が用意します。

①長テーブル(W180cm×D45cm) 2卓まで

②パイプ椅子 2脚まで

③店名看板 1枚(文字表記のみ)

※電源、ガスについては店舗負担

(オプションにて主催者側で準備可能)

◆ 募集期間

日程：令和5年8月31日(木)まで

※先着順になります。

◆ 申込方法

- ・公式HP内の申込フォームまたは「出展・出店申込書」及び「誓約書」をダウンロードしていただき必要事項を記入のうえ、メールまたはFAXにてお申込みください。
- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・提出された書類に虚偽の記載があった場合、申込みを無効とします。

◆ 審査

- ・ 提出された書類により、主催者が審査し、その結果を **9月上旬**までに申込者にお知らせします。なお、審査にあたり、必要に応じて問い合わせを行う場合があります。
- ・ 審査内容及び結果についての問い合わせ及び異議については、一切お答えすることができません。
- ・ 審査の公平性を阻害するような行為をした応募者は失格とします。

◆ 出展・出店決定後のながれ

- ・ 9月下旬に開催（予定）の出展・出店者説明会において出展・出店料をご請求します。支払方法は主催者指定の口座への振込みとなります。
- ・ 出展・出店料入金後は返金できませんので、ご了承ください。
※振込手数料はご負担ねがいます。
- ・ 指定する期限までに出展・出店料の入金がない場合は出展・出店を無効とします。

◆ 出展・出店条件等

1. 基本的な条件

- (1)八尾フェスタ2023の趣旨を理解し、賛同していただけること。
- (2)準備・開店時間、搬入・搬出方法等について主催者の指示に従うこと。
- (3)宗教活動、政治活動等を行わないこと。
- (4)暴力団排除措置要綱等により、暴力団関係ならびに公序良俗に反するおそれがあると認められる団体または個人でないこと。出展・出店決定後に判明した場合は、即時、出展・出店を取り消します。

2. 物品や食品の販売について

- (1)法令を遵守し、公序良俗に反する物品の提示、提供または販売を行わないこと。
- (2)飲食出店の応募にあたっては、露店による出店となることから、取扱食品や作業内容等に関して必ず事前に保健所まで確認を行ってください。
 - ・ 八尾市保健所
八尾市清水町一丁目2番5号
TEL：072-994-6643（平日 午前8時45分～午後5時15分）
- (3)出店内容によっては、保健所や消防署等の指導・調整により、販売や提供ができない場合があります。
- (4)取扱食品や調理方法等によって、所轄保健所に臨時出店の届出が必要になります。
（対象となる出店者は所定の様式にて、取扱食品や作業内容、担当者連絡先等の必要事項を記入いただいたうえで、事務局まで提出いただきます。）
- (5)ドリンク、酒類の販売は原則禁止しております。
- (6)販売する物品・飲食物は、主催者が事前に承認したものに限りです。承認内容と違う方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。
- (7)販売価格は、原材料、市場価格等を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定をお願いします。
- (8)火気の使用には制限があります。
- (9)取り扱える食品は、原則として客に提供する直前に加熱した食品のみです
（かき氷は除く）。また次のような行為は、八尾フェスタ2023ではできません。

- ①さしみ、すし、米飯類（おにぎり、肉巻きおにぎり、カレーライス等）、弁当類、調理パン（サンドイッチ、ハンバーガー等）の調製
 - ②アイスクリーム類の小分け販売
 - ③ソフトクリームマシンによるソフトクリームの販売
 - ④クリーム類（生クリーム、カスタードクリーム、アイスクリーム類等）を使用した食品の調理加工
 - ⑤鮮魚や食肉、牛乳の販売
 - ⑥原材料の一次加工（たこ焼きのたこを切るなど）
- ※既製品の販売を行う場合、製造施設に営業許可が必要となる場合があるため、事前に所轄保健所まで確認を行ってください。

3. 出展・出店設備等について

- (1)電源設備・ガス設備はありません。必要な場合は出展・出店者において用意してください。※別途申込みでご準備いたします。
電源：1.6kva 2,500円
LPガス5キロ(調整器付き)：5,500円 ガスコンロ特大：3,500円
- (2)食器・器具類の片づけ（洗浄）用の簡易な水道設備は主催者が用意しますが、洗浄目的以外に使用しないでください。飲用または調理用に使用する水は出展・出店者において用意してください。
- (3)出展・出店者用の駐車場は別途ご案内します。（有料）

4. 衛生管理・原状回復について

- (1)衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手などの消毒をお願いします。
- (2)油等で出展・出店スペースを汚してしまう可能性がある場合は、ブルーシートによる養生等防止措置を講じてください。
- (3)イベント終了後は、出展・出店スペースの原状回復を行ってください。飲食物等により出展・出店スペースが汚れた場合は、出展・出店者が責任をもって清掃してください。
- (4)出展・出店者の責(利用者も含む)により施設・設備をき損もしくは滅失した場合は、原状回復を行ってください。

5. 出展・出店者の責任・保証について

- (1)食品の取り扱いについて、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出展・出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。
万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出展・出店者自らの責任と費用をもって、購入者等の健康と安全を最優先に対応してください。
- (2)従事者の保険などについては、出展・出店者の責任において対応してください。
- (3)保健所、警察、消防等の指導に従ってください。
- (4)出展・出店に際して生じたトラブルについては、出展・出店者が一切の責任を負うものとし、不慮の事態の場合は主催者と協議のうえ対応してください。
- (5)出展・出店商品・現金その他持ち込み物品などの管理、保護については出展・出店者自らの責任とし、盗難・紛失・損傷・破損・災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (6)混雑時は出展・出店者が利用者の誘導整理を行い、動線の確保に努めてください。
- (7)発生したごみ等については、主催者の指導に沿って適切に処理してください。
- (8)食器・器具類の片づけ（洗浄）は、主催者が指定する場所で行ってください。

6. 禁止事項

- (1) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為
- (2) 拡声器、マイクなどによる宣伝
- (3) 指定されたブース以外での販売、及び看板等の設置

7. その他

- (1) 出展・出店条件を逸脱するような行為が見受けられる場合、主催者から指導させていただきます。指導に従っていただけないときは即時閉店いただきます。その際、いかなる場合においても出展・出店料の返金はいりません。
- (2) 荒天、降雪、地震、風水害、事件、事故、疫病等の理由により、やむを得ずイベントを開催縮小または中止にすることがあります。雨天で中止となった場合の出展・出店料の返還は行わないものとします。上記に伴う仕入れ金の損害や営業機会の損失、その他いかなる名目においても、金銭保障は一切いたしかねますのでご了承ください。
- (3) 主催者の都合により中止する場合は、出展・出店料の全額を返金します。
- (4) エリア内に、飲食に利用できるスペースを一部設ける予定です。

■申込・問い合わせ先

八尾商工会議所青年部 みんなの八尾活性委員会

〒581-0006 大阪府八尾市清水町1丁目1番6号

TEL : 072-922-1181

FAX : 072-922-8828

メールアドレス : info@yao-festa.com

【八尾フェスタ2023】 出展・出店申込書

必要事項をご記入のうえ、メールまたはFAXにてお申込みください。

1・出展・出店者概要

ふりがな

事業者名

ふりがな

代表者氏名

(生年月日:大正・昭和・平成 年 月 日生)

ふりがな

住所

ふりがな

当日責任者氏名

(生年月日:大正・昭和・平成 年 月 日生)

ふりがな

担当者名(当日責任者と同様の場合は記入不要)

書類送付先住所及び連絡先(担当者)

住所

(TEL)

(FAX)

(携帯電話)

(メールアドレス)

2・店舗概要

ふりがな

出展・出店名(店舗名)

出展・出店内容(ホームページに記載する内容)

メニューまたは販売品目・単価

① 単価 円(税込・食/個)

② 単価 円(税込・食/個)

③ 単価 円(税込・食/個)

欄が不足の場合は、本用紙をコピーのうえご記入下さい。

3・出展・出店調査

コンセント 要 ・ 不要 どちらかに○印

※オプションにて主催者側でご準備できます(1.6kva:2,500円)

火を使用する器具 有 ・ 無 どちらかに○印

(有の場合使用器具を必ず記入ください)

・カセットコンロ(台) ・プロパンガス(台) ※オプションにて主催者側で準備できます

LPガス5キロ(調整器付き):5,500円 ガスコンロ特大:3,500円

・その他()

《個人情報の取扱について》

本書にご記入いただきました個人情報は、出展・出店資格の確認、官公署各種届出など、イベントに関するのみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。

申込期間:令和5年8月31日(木)まで

誓約書

令和5年 月 日

八尾商工会議所青年部 御中

八尾フェスタ2023 飲食・物販等の出展・出店募集について、「出展・出店募集要項」を熟読のうえ、その内容を確認しました。

下記を全て了承のうえ、出展・出店を申し込みます。また、出展・出店を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- 八尾フェスタ2023の趣旨を理解し、賛同します。
- 「出展・出店募集要項」記載事項を遵守します。また、協議事項においても主催者の判断に従います。その際には、主催者側に対していかなる損害賠償も求めません。
- 出展・出店にあたり発生した事故及び飲食販売、物品販売に起因する全ての事項については、出展・出店者が責任を持って解決し、主催者側に一切の賠償などの請求は行いません。
- 出展・出店により出たゴミの処理又は出展・出店により生じた排水については主催者の指導に従います。
- 業務の遂行に関して、関係法令を遵守いたします。
- 八尾市個人情報保護条例を遵守いたします。
- 会場内においては、事業の安全運営を第一に、主催者より指示があった場合は速やかに指示に従います。
- 主催者側と十分な連携をとって事業を実施いたします。
- 大阪府契約関係暴力団排除措置要綱を遵守いたします。
- 自己又は自社の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）
 - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ・暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

住所

団体名・会社名・店舗名

代表者名（役職）